

# 臨時高齢者講習のお知らせ

本通知書が届いた方は、臨時認知機能検査を受けた結果が、「第2分類（記憶力・判断力が少し低くなっている）」又は、「第1分類（記憶力・判断力が低くなっている）」となり、前回受けた認知機能検査と比べて結果が悪化した方です。また、過去に認知機能検査を受けたことがない方が、今回、第2分類、第1分類になった場合も同様です。

- 公安委員会が指定した場所、日程で講習を受けてください。
- 臨時高齢者講習通知書が届いた日の翌日から1か月以内に講習を受けなければなりません。
- やむを得ない理由なく講習を受けなかった場合、運転免許の取消し、又は停止となります。
- 日程変更する場合は、必ず運転免許センター講習係に連絡してください。

## 講習内容について

- 実車指導等（1時間）・・・ドライブレコーダーの付いた車を運転し、事故・違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を受けます。
- 個別指導等（1時間）・・・実車指導において、記録した映像を活用し、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識してもらい、個別に指導を受けます。

合計2時間

※ 小型特殊免許のみ保有の方、個人指導（1時間）の受講となります。

講習料金（平成30年4月1日改正）

## 受講に必要なもの

- 運転免許証    ○ 臨時高齢者講習通知書    ○ 眼鏡・補聴器等
- 筆記用具    ○ 手数料・・・5,800円  
(小型特殊免許のみ保有の方は、2,350円)